

議員提出議案、請願

意見書

～3件の提出があり、うち2件を可決、1件を否決しました～

《可決された意見書(案)》

件名	内容
意見書第3号 自然エネルギーなど再生可能エネルギー政策を定め、すみやかな原子力発電からの撤退を求める意見書(案)	1. 自然エネルギーなど再生可能エネルギー政策を定め、すみやかな原子力発電からの撤退をはかること 2. 東日本大地震の教訓に立ち、地震規模、津波に対する想定の見直しなど、現状の原子力発電所の安全確保に向けて総力を挙げること 3. 原子力発電所にかかる緊急時計画区域（EPZ）を初めとする安全基準の抜本的な見直しを図ること 以上を求める。 提出議員 ／中島一廣、大脇正美、木村辰巳、藤井三恵子、伊吹達郎、西村隆行
意見書第5号 大津地方法務局草津出張所の廃止に反対する意見書(案)	国および政府に対し、市民に対する身近で便利な行政サービスの確保と統廃合基準の厳守の観点から草津出張所の廃止を行わないよう強く要請する。 提出議員 ／竹村勇、大脇正美、木村辰巳、久保秋雄、伊吹達郎、西村隆行

《否決された意見書(案)》

意見書第4号 国民生活の破壊につながるTPP参加に反対する意見書(案)

請願

～1件の提出があり、採択しました～

《採択された請願》

件名	内容
請願第3号 老上小学校の分離・新設で子どもたちにのびのびとした教育環境を求める請願書	老上小学校の大規模化解消を進めるために分離・新設で、のびのびとした教育環境を求める。 請願者 ／西川 仁さん 他1,087人 紹介議員 ／藤井 三恵子

草津市政治倫理審査会の審査等結果報告の概要

本市議会 中嶋昭雄議員が、地元神社の例祭において、神饌料として金1万円、献酒2升を寄附し、その境内に記録が掲示されていたことは、政治倫理規準に違反しているとして、去る5月26日に草津市議会議員政治倫理条例に基づく審査請求がなされました。

草津市政治倫理審査会による審査の結果、この事実は、「常に市民全体の利益のみをその指針として行動するものとし、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと」とする倫理規準に明確に違反しているとまでは言えないが、「市民全体の代表者としての品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと」とする倫理規準には違反しており、また公職選挙法に違反する恐れも強いとされました。

同審査会においては、「草津市議会としても議員の意識の向上を図るために、公職選挙法で禁止されている寄附について、議員への周知徹底を図り、政治倫理規準の遵守について更なる理解を深めるための一層の取組みが必要」であり、審査等の結果の報告に当たり、草津市議会議長に対し、「今後も市民全体の代表として市政に携わる

権能と責務を深く自覚したうえで、条例の趣旨を踏まえ、市民の信頼を得るべく倫理の保持に努めるよう」要望されました。

本市議会は、同審査会の審査結果を受け、「審査会の報告事項を尊重し、政治倫理規準等に違反したと認められる議員に対し、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする」とされる草津市議会議員政治倫理条例第8条の規定に基づき、全員協議会を開催し、本件の経過説明を行うとともに、草津市政治倫理審査会報告の趣旨を踏まえ、議員への周知徹底を図ると共に、当該議員に対する措置として「文書による警告」を行ったところです。

草津市議会議員政治倫理条例は、「政治倫理の確立と向上を期し、清浄で公正に開かれた民主的な市政の発展に寄与すること」を設置目的としています。

選挙で選ばれる議員には、常に市民に注目されていることを自覚し、公職選挙法のみならず、本条例を今一度読み返し、いやしくも市民の皆様方に不正の念を抱かれることのないよう、自らの言動を律するよう改めて議長から注意喚起がなされました。